

## 川崎市産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業利用承認にかかる証明書提出について

川崎市産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の利用にあたり、生活保護の受給を受けている又は世帯全員の市民税が非課税であることを理由に、利用料の免除を受けるためには、証明書の提出が必要です。

下記のフォームから、被保護証明書又は非課税証明書（世帯全員分）のデータを川崎市に提出してください。

川崎市こども未来局  
児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当

☎ 044-200-2450

✉ 45boshiho@city.kawasaki.jp

